

「ウェルカニとっとり得々割」 取扱いマニュアル

実施期間

【延長期間】 令和5年7月1日（土）～令和5年9月30日（土）

◆ 各旅行会社毎に配分された予算が無くなり次第順次終了

◆ **個人旅行の割引は令和5年6月30日（金）宿泊分をもって終了します。**
（宿直販・旅行会社・OTA経由分）

目次

01. はじめに.....	P 1
02. 制度概要.....	P 1～3
03. 事業者登録.....	P 4
04. 利用の流れ.....	P 5
05. 鳥取県電子観光クーポン.....	P 6～7
06. 宿泊事業者の責務.....	P 8～9
07. 各種様式.....	P 10～11
08. 平日・休日カレンダー.....	P 12～13

—ご注意ください—

本マニュアルは随時アップデートを行います。お読みになる前に最新版であるかご確認ください。
本マニュアルおよびQ&Aに記載のない事項については、事務局までお問い合わせください。
本資料に記載の情報は、記載日時点の情報です。
最新情報については、公式ホームページのQ&A等であわせてご確認ください。



「ウェルカニとっとり得々割」事務局

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町5-8 ナカヤビル2階

電話：0857-36-9091 FAX：0857-23-9500

Email（宿泊施設）：tottori-travel@31.tripwari.jp

営業時間 平日09：30～17：00（土・日・祝日は休業）

はじめに

本マニュアルは宿泊事業者様用に「ウェルカニとっとり得々割」の制度概要を記載したものです。その他の各概要については、下記マニュアルをご参照ください。

- ・ **電子観光クーポン取得カード配布実績管理シートについて**
→別冊「電子観光クーポン取得カード配布実績管理マニュアル（宿泊施設用）」
（以下、別冊「取得カード配布実績報告マニュアル」とする）
- ・ **電子クーポンに関する詳細について**→別冊「鳥取県電子観光クーポン 取扱いマニュアル」

制度概要

事業 期間	令和5年4月1日(土) ～令和5年6月30日(金) ※7月1日(土)チェックアウト分まで [除外日] 4月29日(土)～5月7日(日) ※施設毎に配分された予算が無くなり次第 順次終了	【延長期間】 令和5年7月1日(土) ～令和5年9月30日(土) (10月1日(日)チェックアウト分まで) ※旅行会社毎に配分された予算が無くなり 次第順次終了				
利用 対象者	日本国内に居住する旅行者					
対象 事業者	キャンペーンに参画登録した事業者 ・ 宿泊事業者 ・ 旅行事業者 ・ O T A (オンライントラベルエージェント)	キャンペーンに参画登録した旅行事業者 (但し、貸切バスを利用した団体旅行のみ) ※宿泊事業者／旅行事業者(個人)／O T Aは 6月30日(金)で終了				
販売 補助金	旅行代金の20% または 各商品の上限額(3,000円) ※交通を含まない宿泊商品対象 ※1人1泊または1回あたり対象 ※端数は1円未満切捨て (切捨て分は宿泊者負担)	旅行事業者が設定した旅行代金の 20%または各商品の上限額 <table><tr><td>団体のみ</td><td>上限額(円)</td></tr><tr><td>宿泊+交通 (貸切バス)</td><td>5,000円</td></tr></table>	団体のみ	上限額(円)	宿泊+交通 (貸切バス)	5,000円
団体のみ	上限額(円)					
宿泊+交通 (貸切バス)	5,000円					
販売 補助金 の申請	直販(電話・自社ホームページ)のみ可 ※旅行会社・O T A (オンライントラベルエージェント) が手配する宿泊は、あらかじめ補助額 を差し引いた代金で販売し、旅行会社・ O T A が補助金申請 ※旅行会社・O T A (オンライントラベルエージェント) 経由の予約で現地決済分は申請不可	宿泊事業者からの販売補助金申請不可 ※6月30日(金)までの直販の販売補助金 申請は、7月20日(木)必着厳守 ※旅行会社(団体旅行のみ)は、補助額を 差し引いた代金で販売し、補助金申請				

制度概要

連泊制限	ひとつの旅程において7泊分まで ※ひとつの旅程とは、出発地～目的地～出発地に帰着するまでの行程 ※利用回数の制限なし										
予約受付開始日	直販：令和5年3月13日(月)	旅行会社経由の貸切バスを利用した団体旅行のみ 令和5年6月27日(火)									
既存予約の取扱い	割引対象外 ※令和5年3月12日(日)以前の予約は割引対象となりません ※既存予約を取消し、キャンペーン対象商品に変更した際に生じるキャンセル料は旅行者負担となります。	割引対象外 ※令和5年6月27日(火)以前の予約は割引対象となりません									
鳥取県電子観光クーポン	【配布額】 ※旅行会社から指定された対象者・配布枚数に従い配布下さい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用日区分</th><th>旅行代金 (割引前代金)</th><th>電子観光クーポン</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日の場合</td><td>3,000円以上</td><td>2,000円分</td></tr> <tr> <td>休日の場合</td><td>2,000円以上</td><td>1,000円分</td></tr> </tbody> </table> 【利用可能施設】 宿泊施設売店・飲食店・土産物店・交通機関・観光施設 体験アクティビティ・日帰り温泉サウナ 等 【利用期限】 ☐ スマートフォン等に読込済の電子観光クーポン →キャンペーン終了の翌日まで ☒ スマートフォン等に読込みをしていない状態の取得カード →チェックアウト日(旅行終了日)まで		利用日区分	旅行代金 (割引前代金)	電子観光クーポン	平日の場合	3,000円以上	2,000円分	休日の場合	2,000円以上	1,000円分
利用日区分	旅行代金 (割引前代金)	電子観光クーポン									
平日の場合	3,000円以上	2,000円分									
休日の場合	2,000円以上	1,000円分									
休日と平日の取扱い	【定義】 平日・休日カレンダーは、P12・13に掲載 ※宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合は、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う。										
本事業実施の都道府県判断	【都道府県間の同意】 不要 【事業停止等の判断】 感染状況の相当程度悪化等により事業停止判断										

制度概要

必要書類	【利用者に記入いただくもの】 ※様式例 P 1 0 ・ 1 1 ページ参照 ■「全国旅行支援事業 同意確認書面」⇒事業者にて原本保管(5年間) ■「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書」 ⇒電子観光クーポン取得カード配布実績報告時に事務局に原本を提出
本人確認 および 居住地確認 について	【対 象 者】 本事業をうける宿泊者全員 【確認方法】 宿泊日当日(チェックイン時)、本人確認および居住地確認(以下「本人確認等」という)を「氏名及び住所」を確認できる本人確認書類にて実施 ※予め宿泊者へ本人確認がある等の案内および確認を適切に実施してください。 ※本人確認書類として認められるものの詳細は以下を参照 ※後日提出は一切不可(チェックイン時が無人の為、翌日確認も不可)
本人確認 書類	【本人確認書類（住所記載あり・有効期限内のもの）※原本に限る】 運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳等、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、公共料金の領収書（電気・ガス・水道など）、社会保険料の領収書、国税または地方税の領収書または納税証明書、住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行後3か月以内のもの） ※パスポート、学生証は住所記載のものに限る 【18歳未満の本人確認について】 18歳未満の利用者については、法定代理人の本人確認書類で代用可 ※法定代理人が同行しない場合に限り、法定代理人の本人確認書類はコピー可 【連泊時の本人確認について】 ・同じ宿泊施設に連泊する場合は、2泊目以降の提示は不要です。 ・2泊目以降に宿泊施設を変える場合は、各宿泊施設のチェックイン時に本人確認書類をご提示ください。
学校団体 確認書類	学校または旅行会社作成の名簿 【学校等の範囲】 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

■ 対象事業者

宿泊施設 鳥取県内に宿泊施設を持つ宿泊事業者で以下を満たすもの

- A) 鳥取県内に所在し、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者で宿泊業を営む施設又は住宅宿泊事業法第3条第1項の届出により住宅宿泊事業を営む施設である。
- B) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設ではないこと。
- C) 別紙「ウェルカニとっとり得々割」募集事項兼同意書（宿泊施設用）に同意するもの。

鳥取県電子観光クーポン利用可能施設

- 1 県内の観光関係団体に加盟している県内に事業所または営業所がある土産物店
- 2 県内の交通機関（バス、タクシー、タクシー代行等）
- 3 宿泊施設が運営する土産物等を販売する宿泊施設内の売店
- 4 県内の観光施設、体験施設、日帰り温泉、サウナ
- 5 鳥取県「感染対策宣言店」登録済の鳥取県内飲食店

利用の流れ



利用にあたっては、次頁以降の制度詳細に則り実施すること

予約

お客様にご案内すること

- 身分証明書(原本)による本人確認および居住地確認が必要であること
- **旅行会社経由の貸切バスを利用した団体旅行のみがキャンペーン対象であることを必ず案内すること**

① 「全国旅行支援事業 同意確認書面」を受領

- 代表者に「全国旅行支援事業 同意確認書面」を記入していただく
※様式例は P 1 0 参照



記入漏れ・記入誤りがないか、必ず確認

記入は楷書ではっきりと記入（読みにく場合は補記ください）

② 本人確認および居住地の確認

- 対象者**全員**の身分証明書による本人確認および居住地の確認を実施する
※**後日確認は一切不可**(チェックイン時が無人の為、翌日確認も不可)

④ 鳥取県電子観光クーポン取得カードの配布

- お客様に「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン取得カード受領確認書」のお客様記入欄にご記入いただく ※様式例は P 1 1 参照
- お客様に鳥取県電子観光クーポン取得カードおよびチラシ(利用・合算方法)をお渡しする
※配布時の注意事項は P 7 参照

※平日・休日で配布枚数が異なるのでご注意ください。

**※使用時まで“受取者のお名前”欄に、ご利用者様のお名前をご署名
いただくようご案内ください。**



チェックアウト日（旅行最終日）の記入漏れがないか、必ず確認

毎月末日締、翌月 2 0 日までに提出

報告



期日内の提出厳守

**電子観光クーポン取得カード配布実績報告方法は、
別冊「取得カード配布実績報告マニュアル」をご確認ください。**

**※個人旅行(旅行会社経由の貸切バスを利用した団体旅行以外)に
関する申請は、一切受付ません。**

鳥取県電子観光クーポンについて

鳥取県電子観光クーポンの概要

本事業に登録した鳥取県内の土産物店・飲食店・交通機関・観光施設・体験施設・日帰り温泉サウナ等・宿泊施設売店で利用できる鳥取県電子観光クーポン（以下、電子観光クーポンとする）

配布額	電子観光クーポン配布基準額についての詳細はP 2 ページ参照
有効期限	本事業終了日の翌日まで ※但し、スマートフォン等をお持ちでない方はチェックアウト日（旅行最終日）
配布事業者	宿泊施設から旅行者に配布 （旅行会社経由の貸切バスを利用した団体旅行で宿泊を伴う旅行に限る）
取扱いに関する 注意事項	- 電子観光クーポンは現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等の利用は禁止。 - 額面以下の金額利用であっても、お釣りは渡さない。 （利用者の電子観光クーポンを使って利用可能施設が代理で支払い処理時のみ） - 電子観光クーポンによる支払で不足分は現金等で収受する。 - 電子観光クーポンの転売は禁止。 - 電子観光クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に関して発行者は責任を負わない。 - 未使用の場合でも払い戻しはしない。 - 電子観光クーポンは新型コロナウイルス感染症の拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合がある。
追加発注	電子観光クーポン取得カードの追加発注は、「鳥取県電子観光クーポン取得カード 発送依頼書」に、ご記入の上、メールまたはFAXで事務局に申請してください。申請書受領後、1週間以内に発送致します。 ※電話での発注依頼は一切受け付けできませんのでご了承ください。
配布管理	「全国旅行支援事業 同意確認書面」ならびに「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン取得カード受領確認書」を取付けてください。 - 利用者に電子観光クーポン取得カードを配布する際は、必ず「電子観光クーポン取得カード配布実績管理シート」に入力してください。
返還	宿泊をキャンセルした場合、既に配布した電子観光クーポン取得カードの 圧着シートが開封されていない場合は、お客様から回収してください。 圧着シートが開封されている場合、回収できない場合はキャンセル分相当額を現金にて収受してください。 収受した現金は事務局まで振込
誤配布 等	以下の場合には必ず事務局にご報告（電子観光クーポン取得カード報告書を提出）してください。いずれの場合も事務局まで振込 《宿泊施設側の過失》 ・電子観光クーポン取得カードを配布枚数よりも過剰に配布した場合 ・電子観光クーポン取得カードを配布枚数よりも少なく配布した場合 ・ 旅行会社経由の貸切バスを利用した団体旅行者(宿泊を伴う)以外に配布した場合 《お客様側の過失》 電子観光クーポン取得カードの配布後、宿泊がキャンセルとなったが、既に電子観光クーポン取得カードの圧着シートが開封されていた場合、回収できない（紛失等）場合は、キャンセル分相当額を現金にて収受。

鳥取県電子観光クーポンについて

鳥取県電子観光クーポン取得カードの配布

- ① 鳥取県電子観光クーポンの配布対象であることを確認。
- ② 宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書の利用者記入欄にご記入いただく。
- ③ 宿泊代金の受領後、チェックアウト日（旅行最終日）を記入したものを利用者に配布する。
※取得カードにお名前を記入いただけてください。
- ④ 1グループに1枚以上必要に応じて利用方法のチラシをお渡しください。

《鳥取県電子観光クーポン取得カード サンプル》

鳥取県 1,000円

ウェルカニとっとり得々割

鳥取県電子観光クーポン取得ご案内

1,000円

使い方は中面をご覧ください

本券は紙のクーポンとしてご利用できますが、
販売されたものは無効となります。

チェックアウト日 (旅行最終日) 月 日

鳥取県電子観光クーポン 2次元コード

クーポン受領コード

00000000

公式 HPはこちら

注意事項

鳥取県電子観光クーポンに関するお問い合わせ
鳥取県電子観光クーポンコールセンター
TEL: 0570-012-277

お客様にお名前を記入いただけてください。

チェックアウト日 (旅行最終日) を宿泊施設で記入

お客様にお名前を記入いただけてください。

《配布にあたっての注意事項》※平日・休日で配布枚数が異なるのでご注意ください

- チェックアウト日（旅行最終日）の記入がないものは利用不可。
 - 鉛筆や消せるペンなど、消える筆記用具使用は不可。
 - 本事業の適用可否の確認前に電子観光クーポン取得カードを渡さない
 - 対象者以外に電子観光クーポン取得カードを配布してしまった場合は回収する。
 - 連泊の場合は可能な限り、1泊ずつ配布する。
- ※ただし、宿泊キャンセル時に取得カードの圧着シートが開封されていた場合、回収できない（紛失）場合に相当代金をご返還いただくことを条件に、まとめて配布することを可とする。

<鳥取県電子観光クーポンに関することでお困りの際は>

鳥取県電子観光クーポンコールセンター

☎0570-012-277

営業時間 平日09:30～17:00（土・日・祝日は休業）

宿泊事業者の責務

本事業を円滑に実施するため、宿泊事業者の本来業務に係る部分において、本事業に参画する宿泊事業者は、以下の事項をおこなっていただく義務があります。
以下を確認の上、それぞれ適切に対応ください。

（１）宿泊者に対する案内義務

- ◆本事業の補助金の対象となる商品を販売した場合、次の内容を宿泊者へ周知し、その同意を取ってください。

宿泊商品に関連する鳥取県の規定を自身で出発までに確認すること。

- ・宿泊当日に「本人確認および居住地確認」が実施される。

（２）本人確認および居住地の確認

- ◆宿泊事業者は、本人確認および居住地の確認を適切に実施してください。

（３）鳥取県電子観光クーポン取得カードの適切な配布

- ◆宿泊事業者は**旅行会社からの指示に従い**、利用者に電子観光クーポン取得カードを配布してください。

※配布対象者・枚数については、旅行会社からの通知により確認してください。

※過剰配布やキャンセルに伴う取得カード回収不能の場合、お客様よりクーポンを利用した施設の聞き取りをしてください。

（４）キャンペーンの安心と安全な実施への協力

「ウェルカニとっとり得々割」参加事業者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、ご利用のお客様に対しても、感染防止のための協力の呼びかけをお願いします。

✓ 本人確認の徹底

運転免許証、健康保険証等での本人確認を徹底してください。

代表者だけでなく、全員の確認をお願いします。

✓ 宣言店の取得

感染予防対策の取組を進めるため、鳥取県「感染対策宣言店」の取得をお願いします。

宿泊事業者の責務

（５）必要となる保管書類

宿泊事業者は以下の書類を必ず保管ください。

保管期間：補助金の支払いを受けた年度の翌年度から 5 年間

以下書類については、「ウェルカニとっとり得々割」事務局での審査や国の監査機関の求めに応じて提出いただく場合があります。

- 予約の内容を特定することができる番号

保管が必要な書類

- | |
|--|
| (1) 旅行会社からの割引を適用した予約記録(履歴)が確認できるもの
手配書や予約確認書等の F A X やメール・L I N E 等の履歴
電話予約の場合は「いつ・だれが・だれに」予約したのか履歴を書き留めること。 |
| (2) 割引を適用した内容がわかるもの |
| (3) 宿泊者カード（レジカード）
利用者直筆の宿泊年月日・氏名・住所・電話番号等が記載されているもの。 |
| (4) 宿泊者名簿
旅館業法及び住宅宿泊事業法で定める記載事項の宿泊者名簿であること。 |
| (5) 経費書類
宿泊に関わる、各仕入・光熱費・リネン・清掃費等 |
| (6) 同意書
利用者直筆の所定の様式 |
| (7) その他、当事務局が必要と判断する書類 |

全国旅行支援事業 同意確認書面

「ウェルカニとっとり得々割」公式ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

備取票用

全国旅行支援事業 同意確認書面

全国旅行支援事業（以下、本事業）に拠る補助金（旅行代金を補助する販売補助金と地域限定クーポン）の交付を受けるためには、下記 3 点の同意が必要となります。
内容をご確認の上、太枠線内のご記入および同意署名欄に代表者様のご署名をお願い申し上げます。

- 1. 本人確認および居住地確認
「居住地確認書類」及び「本人確認書類」の旅行先での提示が必要となります。
宿泊チェックインの際（添乗員または旅行事業者が定める現地係員等がいる場合は集合時）に提示ができなかった場合は、補助金相当額の返還を求めます。
- 2. 対象除外地域が発生した場合の対応
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況等により、ご旅行先の都道府県が事業停止となった場合は補助金の対象外となります。また、そのことを事由としてご旅行を取消される場合、通常の取消料が発生します。
- 3. 宿泊事業者が本事業への参画を取消した場合の対応
ご宿泊当日時点で、宿泊先施設が本事業への参画登録が承認されていない場合は、補助金交付の対象外となります。既に旅行代金が精算済みの場合でも、補助金相当額の返還を求めます。

私(及び同行者)は、首記旅行の参加にあたり上記に記載している内容に同意します。

■代表者 代表者 1 名にご記入いただく。※楷書でご記入のご案内お願いいたします。

氏名 (自署)	
住所	都・道・府・県
電話番号	()
宿泊日	令和 5 年 月 日～ 泊

※ ご記入いただいた個人情報は、本事業の補助金申請手続きに利用し、補助金の申請先である各自治体及び当該事業の事務局、その委託先を除く第三者に提供することはありません。



本紙は事務局に提出不要です
事業者にて保管してください（5 年間保管）

宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書

ウェルカニとっとり得々割を利用する**代表者**に、「宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン受領確認書」に記入いただき、毎月の実績報告の際に原本を提出してください。

※鳥取県電子観光クーポン配布対象外の場合も必須です。

※連泊の場合、確認書NO.を統一してください。

※代表者署名は内訳シートの代表者氏名と同一人物をお願いします。

旅行会社(貸切りバス団体旅行) 取得カード配布用			
		受領確認日	2023年7月7日
鳥取 梨子 様			
宿泊利用確認書兼鳥取県電子観光クーポン取得カード受領確認書			
		施設番号	12345678
		施設名	ウェルカニ旅館
以下の通り、鳥取県電子観光クーポン取得カード配布をいたします。 配布枚数と受領枚数に相違なければ下記に署名をお願いします。			
記			
配布枚数		40 枚	
連番	00123456 ~ 00123495		
飛び番			
※電子観光クーポン取得カードの右下の管理番号(8桁)をご記載ください。			
お客様記入欄			
代表者署名 (フルネーム・捺印)	鳥取 梨子		
代表者居所 (都道府県のみ)	愛媛県		
宿泊補助を受ける人数	20 人		
途中キャンセルになった場合等は下記対応を致します。			
電子観光クーポン取得カードの圧着を剥がしている場合:キャンセル相当額を現金にて返金			
電子観光クーポン取得カードの圧着を剥がしていない場合:取得カードを返却			
後日、クーポンご利用状況の確認に応じます。(日時、施設名、金額)			
事業者側使用欄			
※以下は事業者側でご記入ください。			
確認書No.	1		
宿泊日	7月7日(金曜日) (/ 泊)		
居住地 の確認	☒ 免許証 ☐ 保険証 ☒ マイナンバーカード ☐ その他() ☐ 名簿(学校等の活動に係るツアーや宿泊のみ)		
宿泊補助を受ける人数	20 人	取得カード 配布枚数	40 枚

休日・平日カレンダー

宿泊については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外「平日」として扱います。

2023年 7月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
						休日
2	3	4	5	6	7	8
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
9	10	11	12	13	14	15
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
16	17	18	19	20	21	22
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
23	24	25	26	27	28	29
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
30	31	1	2	3	4	5
平日	平日					

2023年 8月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
		平日	平日	平日	平日	休日
6	7	8	9	10	11	12
平日	平日	平日	平日	平日	休日	休日
13	14	15	16	17	18	19
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
20	21	22	23	24	25	26
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
27	28	29	30	31	1	2
平日	平日	平日	平日	平日		
3	4	5	6	7	8	9

休日・平日カレンダー

宿泊については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外「平日」として扱います。

2023年 9月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
					平日	休日
3	4	5	6	7	8	9
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
10	11	12	13	14	15	16
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
17	18	19	20	21	22	23
休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
24	25	26	27	28	29	30
平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
1	2	3	4	5	6	7